

安全な登校に向けて ～車での送迎について見直してください～

子どもたちの通学路については、毎年PTA活動の一環として点検していただいています。また、地域のスクールガードの方に見守っていただき、おかげさまで、登下校中の交通事故はほとんど起きていません。平成29年度に、学校への送迎の車が集中し、あやうく事故が起きそうな場面も少なくなかったため、車での送迎について「お願い」をいたしました。しかし、近年再び、危険な状況が高まってきましたので、改めてお願いすることとしました。



※以下の内容は、学校周辺の駐停車について、愛鷹交番の交番長さんに伺った話です。

- ① **駐・停車禁止** = 交差点や横断歩道上、交差点の側端などから5m以内の部分等
 ➡ **交差点の近くで、お子さんを降ろすと違反になります。**
- ② **駐車禁止** = 民家等駐車場の入り口半径3m内、駐車位置右側3.5m以下の道路等
 ➡ **運転手がいても、お迎えのためにしばらく止まっていると「駐車」扱い。**

規制を作ることもできなくはないというお話もあり、「スクールゾーン」が例示されました。

スクールゾーンとは？ (JAFのQ&Aより)

- ・ 子供の交通安全を図るために設定された交通安全対策の重点地域。
- ・ 小学校などを中心に半径約500m程度の通学路に設定される。
- ・ 車両通行禁止の時間帯にスクールゾーンを通行すると罰則対象。



お話をうかがっていると、「スクールゾーン」にはいろいろな規制をかけられるそうですが、本来、通勤等で学校横を通過する人などの第三者に、子どもが集まる場所を迂回してもらうことが主な目的ではないかという感じがしました。「スクールゾーンで交通規制するより、まず、車の集中で事故が起きないように、保護者に協力してもらうことが先決」と思います。

そこで、以下の3点について、保護者の皆様をお願いいたします。

- 【1】 車での送迎について、家庭や子ども会で話題にしてください。
- 【2】 学校として、下の駐停車・通行自粛区域(太線)を提案します。



- 【3】 下の入庫条件を守ってください。

登下校時、学校の中に入庫できる自家用車(原則、担任への申し出・了解で)

- ・ けがで歩けない子、不登校気味で教室まで付き添いが必要な子。
- ・ 8時過ぎの遅刻や、早退により、送り迎えを要する子。
- ・ その他、教員や事務員に直接頼んだり渡したりするとき。